

堺市立共同浴場指定管理者候補者の選定について（非公募理由）

1 施設の設置目的、歴史的経過、指定管理者制度導入の経過等について

- ・明治36年頃、生活向上のため地域の方々の共同出資で開設され、運営されてきました。
- ・昭和46年度に同和対策事業の一環として、地域住民の保健衛生の向上を図るとともに、市民の交流の場、憩いの場としての利用を通じ、同和問題をはじめとする人権問題の早期解決を図る目的で、市の直営施設として開設しました。
- ・平成13年度に経営の効率化、地域住民の雇用促進及び自立支援の観点から、それまでの市の直営に替え、財団法人堺市同和地域振興協会（現 公益財団法人堺市就労支援協会）に同浴場の管理運営を委託しました。
- ・平成18年度には指定管理者制度を導入し、堺市就労支援協会を非公募により指定管理者に指定し、平成21年度及び平成24年度に同協会を再度指定管理者に指定しました。

2 非公募により指定管理者候補者を選定する理由

本施設の指定管理者の選定にあたっては、平成23年1月31日に公表された「平成22年度堺市包括外部監査結果報告書」において、「今後は、民間事業者を含めた公募による方法で、指定管理者を選定することが望ましいと思われる。」との意見をいただきました。

これを受け、庁内関係部局とともに指定管理者の公募に向け検討を行ってきましたが、単に指定管理者の選定方法を非公募から公募に改めるだけではなく、同浴場の設置目的や歴史的な経過、地区の住宅施策や就職困難者の就労支援の問題とともに、大仙西まちづくり協議会での検討、市全体の財政的な観点など、中長期的視点に立ち、同浴場の今後のあり方を十分議論していく必要があるものと考え、平成24年度も同協会を指定管理者として選定しました。

その後、平成24年1月策定の「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」において、堺市立共同浴場は「福祉・交流拠点」の一施設として位置づけられ、隣接する福祉施設とともに総合的な運営のあり方について検討を重ねているところです。

同浴場についても、中長期的な視点に立ち、地区内の施設との一体的あり方や、より効率的かつ効果的な運営について議論を重ねており、最終的な協議・調整を庁内関係部局・関係機関と慎重かつ丁寧に進めていくには、更に時間を要すると考えています。

本施設の指定管理者制度の導入においては、利用者満足度の向上や運営経費の見直し、経費全体の節減に寄与していると考えます。現在の指定管理者である堺市就労支援協会は、適切な管理運営を行うとともに、利用者が減少する中、当初の収支計画通りに運営していることから、指定管理者制度の目的を達成していると言えます。また、人権問題の解決に向けた取り組みとして、人権啓発を行うとともに、就職困難者を雇用し、「教育・訓練の場」「働く場」として活用することで、雇用促進及び自立支援にも貢献しています。

したがって、今回の指定管理者候補者の選定にあたっては、最終的な協議・調整を行うのに必要なことから、指定期間を1年間とし、同浴場の運営を円滑・安定的に行うためには、これまでの指定管理者である堺市就労支援協会の管理運営の実績等を評価し、非公募により同協会を指定管理者候補者として選定しようと考えています。